



事業報告書

(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 アペイロン
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市和庄一丁目3番1号

(3) 設立認可年月日 平成28年1月8日

(4) 設立登記年月日 平成28年2月12日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	桧垣 一夫	(医) 管理者
理 事		
同		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	アルファデンタル オフィス	呉市和庄一丁目3番1号	無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月27日 会議名 定時社員総会 議決又は同意事項 3年度決算の決定



様式 2

法人名 医療法人 アペイロン
所在地 呉市和庄1丁目3番1号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額 65,277 千円
2. 負 債 額 60,881 千円
3. 純 資 産 額 4,396 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分		金 額
A	流動資産	44,437
B	固定資産	20,840
C	資産合計 (A+B)	65,277
D	負債合計	60,881
E	純 資 産 (C-D)	4,396

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■貸借 □部分的に法人所有 (部分的に貸借))
建 物 (□法人所有 ■貸借 □部分的に法人所有 (部分的に貸借))



(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人アペイロン

所在地 呉市和庄1丁目3番1号

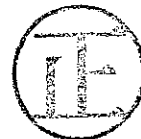
貸 借 対 照 表

(令和5年 6月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	44,437	I 流 動 負 債	12,855
II 固 定 資 産	20,840	II 固 定 負 債	48,026
1 有 形 固 定 資 産	20,092	(うち医療機関債)	()
2 無 形 固 定 資 産	325	負 債 合 計	60,881
3 そ の 他 の 資 産	423	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	()	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積立金	△ 5,604
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	4,396
資 産 合 計	65,277	負債・純資産合計	65,277

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。



様式4-2

法人名 医療法人アペイロン
所在地 呉市和庄1丁目3番1号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	90,678
2 事業費用	91,232
本来業務事業利益	-554
B 付帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
付帯業務事業利益	
事業利益	-554
II 事業外収益	3,019
III 事業外費用	2,368
経常利益	97
IV 特別利益	5,408
V 特別損失	123
税引前当期純利益	5,382
法人税等	74
当期純利益	5,308



監 事 監 査 報 告 書

医療法人 アペイロン
理事長 桧垣 一夫 殿

私は、医療法人 アペイロン の令和4年会計年度(令和4年7月1日から令和5年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月23日

医療法人 アペイロン
監事